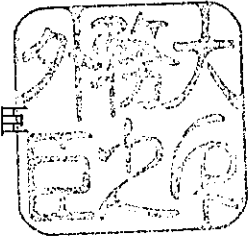


情報公開第01346号
令和4年8月29日

名古屋市民オンブズマン
新海 聡 様

外 務 大 臣



決定書の謄本送付について

平成21年5月27日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本を送付します。

付属添付

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

決 定 書

愛知県名古屋市中区丸の内3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303号室

異議申立人 名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「法」という。)に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等(平成21年3月31日付情報公開第00973号、以下「原決定」という。)に対して、上記異議申立人が平成21年5月27日付で提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文

原決定において不開示とした部分の五類型に係る文書のうち、別表に掲げる部分を除く部分については、原決定を変更し一部開示する。

その余の部分については、異議申立てを棄却する。

異議申立ての要旨

一部不開示決定について、その取消しを求める。

決定の理由

原決定について改めて検討した結果、五類型に係る文書のうち別表に掲げる部分を除く部分については、法5条1号、3号、6号のいずれにも該当するとは言えず、開示することが妥当であるとの判断に至った。

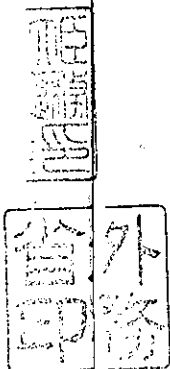
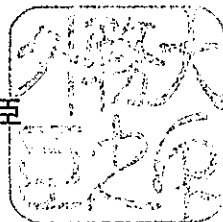
その余の部分については、原決定は妥当であると判断するに至った。

よって、主文のとおり決定する。

なお、本件異議申立てに関し、法第18条の規定に基づき、平成30年12月25日付情報公開第01724号により情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、令和4年1月17日付令和3年度（行情）答申第446号を得た。

令和4年8月29日

外務大臣



別表

決裁書	「金額」及び「支払方法」
領収書及び 請求書等	「支払先」及び「調達先」に関する情報
支払証拠書台紙	「整理番号」
個人に関する情報	

外務省
印

外務省
印

本書は、決定書の謄本である。



令和4年8月29日

外務省大臣官房総務課長

